

# 東大阪市 地域まちづくり活動助成金

—市民主体の魅力あるまちづくりを応援します—



## 令和6年度 事業提案の手引き

「東大阪市を『住んでよかったと思えるまち』にしたい！」  
「この事業で東大阪市がもっと魅力的になる！」  
という熱い思いを持った団体からの提案をお待ちしています。

相談期間：令和5年10月19日（木）～令和5年12月28日（木）

**提案締切：令和6年1月31日（水）**



東大阪市 市民生活部 地域活動支援室

本手引きのカラー版はこちらから  
ダウンロードいただけます。

「まちを元気に盛り上げたい！」「まちのためにこんな事をしたい」「活動資金が工面できない・・・」

# 東大阪市地域まちづくり活動助成金

まちのために、みんなのために、自分のために・・・  
事業提案してみませんか？

相談期間：令和5年10月19日（木）～令和5年12月28日（木）

## 1. 事業提案の応援をします！

地域の方々や関係団体、企業や行政を巻き込んで、地域課題の解決を図りながら自分たちの手で暮らしやすい「東大阪市」の実現を目指しませんか？どんな活動をしようか決まっていなくても、まずはその思いを地域活動支援室へお気軽にご相談ください。



- ・どんな活動が助成金の対象になるの？
- ・公益性のある活動って何？
- ・提案書の書き方が分からない

みなさんからのご相談を、お待ちしております！

**提案事業が採択されるよう、私たちも一緒に考え、悩み、助言させていただきます！**

地域活動に「正解」はありません。ただ、事業計画やPR文等を作成するにあたり、第三者の意見を聞き、質問に答えていくことは自問自答の機会となり、より事業を洗練させていくチャンスとなります。分からないなりに提出書類を作成してみて、途中段階でも結構ですので、是非私たちにお見せください。

## 説明会／事業提案＆助成金活用のコツ伝授講座

活動を開始・継続するためには、多くの方の賛同が得られる事業計画の作成や、人を惹きつける広報力が求められます。そこで、公益性・実現性のある計画の策定方法や、説得力のあるプレゼンのコツを審査会委員が自ら伝授し、事業提案の応援をします。講座の詳細や申込方法は、手引きの裏表紙をご覧ください。

★説明会／講座終了後に、**団体同士の交流会**も企画しています。

地域で頑張る団体との貴重な交流の場なので、ぜひご参加ください！

開催日：令和5年12月10日（日） 10時～12時 ※要申込

## 2. 助成金の交付以外にも、応援させていただきます！

助成金の交付を受けた団体には、助成金の交付以外にも様々な応援をさせていただきます！

1. 東大阪市の後援名義使用の許可（一部公共施設の使用料が減免されます）
2. 公共施設へのチラシの設置
3. 市ウェブサイトのイベントカレンダーへの掲載
4. 市公式SNS等でのイベントの告知もしくは開催報告 …etc

活動をするうえで、お困りのことや協力して欲しいことがありましたら、是非ご相談ください。

※交付決定後に別途手続きが必要な場合があります。 ※事業内容によっては、利用できないものもあります。

視察を兼ね、活動訪問をさせていただきます。視察という名目ですが、硬くならず、是非、私たちも一緒に楽しく活動させてください☆



本事業の実施は、令和6年度予算案が東大阪市議会で議決され、成立することを条件としています。

## 東大阪市地域まちづくり活動助成金 令和6年度事業提案の手引き

# 目次

0.	スケジュール	1
1.	対象となる団体	2
2.	助成部門	3
3.	対象となる事業	4
4.	対象期間	4
5.	助成対象経費	5
6.	留意点	6
7.	提出書類	7
8.	面接・プレゼンテーション	8
9.	審査方法	9
10.	助成金交付の決定・請求	10
11.	実績報告書等の提出	10
12.	成果報告会	10
13.	令和5年度交付事業一覧	11
□提案書(様式第1号～第5号)		14
□提案書記入例		21

## 助成金制度の概要

地域まちづくり活動助成金制度は、東大阪市の地域資源の活用や地域課題の解決に向けたまちづくり活動の活性化を図り、わがまちとして愛着と誇りの持てる市民主体の魅力ある地域づくりを目的としています。



「あなたは、どんなまちにしたいですか？」  
「この事業を続けて、どんなまちを目指しますか？」  
「どんなことで困っている人の力になりたいですか？」

事業内容にもよりますが、広く参加者や構成員を募り、たくさんの人を巻き込むことが出来るような事業の提案をお待ちしています！

# 0 スケジュール

## 相談期間 提案受付期間

[令和5年10月19日(木)～令和5年12月28日(木)]

[令和5年10月19日(木)～令和6年1月31日(水)]

団体どうしの  
交流会  
も開催します!!

相談  
計画策定  
提案書作成  
提案書確認

早めの相談を  
お願いします!



地域の方々や関係団体、企業や行政を巻き込んで、地域課題の解決を図りながら自分たちの手で暮らしやすい「東大阪市」の実現を目指しませんか？  
どんな活動をしようか決まっていなくても、まずはその『思い』を地域活動支援室へ気軽にご相談ください。

※ご来庁の際は、あらかじめ電話等でご来庁予定日時等をお伝えください。  
※本事業をはじめ利用される方は、必ず相談期間中に地域活動支援室へご相談ください。

## 説明会／事業提案&助成金活用のコツ伝授講座 [令和5年12月10日(日)]

事業の概要やスケジュール、助成対象経費や提出書類等についての説明します。また、提案事業が採択されることを応援するため、公益性かつ実現性のある事業計画の策定や事業PRの方法、助成金を受けた後の資金繰りのコツ等について伝授します！詳細は、手引きの裏表紙をご覧ください。

## 提案書の確認

担当職員が計画や経費の積算内容、誤字脱字の有無等について確認し、修正加筆等の助言を適宜行います。

提案受付締切日（令和6年1月31日(水)）には、担当職員による文書の確認を終えている必要があります。確認や修正対応等のやり取りで2～3週間要することもあるため、地域まちづくり活動助成金の活用を検討される団体は、必ず相談期間中（令和5年12月28日(木)まで）に地域活動支援室へお問い合わせください。

## 面接・プレゼンテーションの準備

事業内容を発表するための準備をしましょう。事業内容のPRや、委員からの質問への回答は、提案書と同じくらい重要です。上手に説明が出来なくても、一生懸命かつ誠実な発表を心がけ、練習や資料作成をしましょう。また、面接・プレゼンの相談や練習相手の対応も可能ですので、地域活動支援室へお気軽にご相談ください。

## 面接・プレゼンテーション

[令和6年3月2日(土)時間未定 ※3日(日)予備日]

団体から提案事業の内容を発表していただきます。

- ◆スタート支援部門：面接・質疑応答（10分程度）
- ◆事業チャレンジ部門：プレゼンテーション・質疑応答（20分程度）

面接  
プレゼン  
審査

内定

令和6年3月中頃

審査会の審査結果を受けて交付予定金額等について内定します。

## 議会の 予算審議

令和6年3月末

議会の予算審議を受け、予算成立によって助成金の交付金額等を決定します。

## 交付申請 助成金の請求

令和6年4月中頃～4月末

助成金交付申請をすると、正式に助成金の交付が決定されます。交付決定された事業は、助成金の概算払請求ができます。



事業の実施方法や広報等、お困りの点がありましたら遠慮なく地域活動支援室へご相談ください。また、地域活動支援室の職員が視察を兼ねて、活動現場へお伺いします。

## 実績報告

### 実績報告書の提出

対象事業の終了後3週間以内又は令和7年4月11日（金）のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第14号）および事業経費報告書（様式第15号）を提出してください。

## 成果報告会

令和7年5月～6月

1年間の事業成果を公開の場で発表していただきます。団体の活動を広くPRするとともに、団体同士の情報交換や交流の場として活用してください。※必ず出席してください。

## 1 対象となる団体

- ・東大阪市内に活動拠点を有し、構成員の過半数が市内居住又は在勤・在学であること。
- ・公益活動を行う団体であること。
- ・組織運営に関する定款・会則等を定めていること。
- ・事業の完了まで責任をもって遂行できること。
- ・本助成事業の終了後も継続して活動を行う意思があること。
- ・既存の地縁団体ではないこと。ただし、地域課題の解決等を目的に、地縁の区域を超えて結成された団体の場合は、この限りではありません。
- ・代表等の団体の中枢的役割を担う人物が、3年以内に別団体の構成員として本助成事業の交付を受け、活動をしていないこと。
- ・成果報告会に参加し、事業実施結果について発表ができること。

## 2 助成部門

団体の活動期間や提案する事業の規模によって、助成部門を選択してください。

『アイデアを実現するための団体の土台づくり』

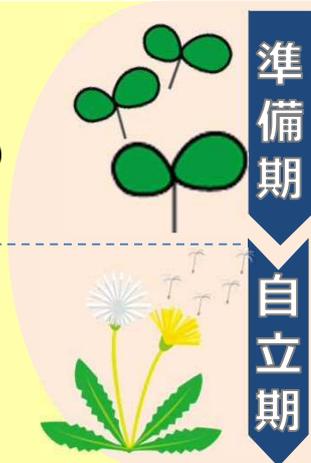
### スタート支援部門

立ち上げて5年未満の団体が、活動基盤を整えたり、新たな事業を始めたりするのを支援します。

『事業の自立に向けてチャレンジ開始』

### 事業チャレンジ部門

団体が、将来に亘って自立・継続して活動するための事業に助成します。



	スタート支援部門	事業チャレンジ部門
対象団体	立ち上げて5年未満の団体	活動期間に制限なし
助成額	上限20万円	上限70万円
助成率	10分の10以内 (2回目：10分の9以内) (3回目：10分の8以内)	10分の7以内
助成回数	3回まで	3回まで

**Q** 両方の部門の提案は出来ますか？

**A** 提案は、1 団体につき 1 事業 1 部門に限ります。

**Q** 2回目以降、同一事業を継続して提案することはできますか？

**A** 継続しての提案は可能ですが、事業内容に強化・発展・改善等が認められない場合は、減額、もしくは不採択となることがあります。

**Q** どちらの部門で提案すれば良いでしょうか？

**A** 活動実績が5年以上の場合は「事業チャレンジ部門」でしか提案できません。5年未満であれば、どちらかの部門を選ぶことができます。ただし、「事業チャレンジ部門」で提案後、「スタート支援部門」では提案できませんので、ご注意ください。  
また、活動年数が5年以内であっても、財政面やマンパワー等に一定の目途がたち、活動が軌道に乗っている（乗りつつある）場合は、事業チャレンジ部門での提案をオススメします。

## 3 対象となる事業

以下の全ての要件を満たしていること。

- ①東大阪市内で企画・実施する事業であること
- ②地域課題を団体自らが具体的に解決する事業であること
- ③東大阪市又は東大阪市の外郭団体による現行の支援制度では実現できない事業であること
- ④地域の市民の共感と協力が得られる事業であること
- ⑤会員の親睦を主な目的として実施する事業でないこと
- ⑥営利を目的とした事業でないこと
- ⑦宗教的または政治的な事業でないこと
- ⑧法令に違反した事業でないこと
- ⑨同一年度に他の公的な助成金又は補助金が交付されている事業でないこと



### 公益性・継続性が認められる事業であること

- ・事業の成果が不特定多数の市民の利益になること。
- ・地域課題の解決もしくは地域資源の活用につながること。
- ・本助成事業の終了後も、事業が継続して実施される工夫がされること。

### 主な事業分野

- ◆地域課題の解決 ◆地域文化の再生・創造 ◆地域活性化 ◆地域コミュニティ再生 ◆地域間交流
- ◆地域情報発信 ◆景観・里山保全 ◆緑化 ◆地域の安全安心 ◆青少年育成 ◆子育て支援
- ◆高齢者見守り ◆障害者支援 ◆男女共同参画 ◆地域住民の健康増進 ◆人材育成 など

**Q** 助成金を活用して、イベントを開催できますか？

**A**

地域課題解決や地域資源活用の1つの手段として、イベント開催は有効的です。一方で、一過性のものや参加者を団体や居住地で限定した場合は、公益性・継続性に乏しいと審査されざるを得ません。準備段階から様々な地域の住民を巻き込む、イベントを定着させる、参加者が交流できるようにする等の工夫が求められます。

## 4 対象期間

### 令和6年4月1日～令和7年3月31日の1年間

ただし、会場使用料については、対象期間中の開催分として令和6年3月31日以前に前納したのも対象とします（対象期間中の開催日が分かる領収書等が必要です）。

**Q** 4月に実施予定の事業を提案したいのですが。

**A**

正式に助成金の交付決定がされる前に、事業が完了するものは提案することができません。通常であれば、交付決定は4月中頃、助成金の概算払いは4月末の見込みです。4月～5月中に提案事業が完了する等の特別な事由がある場合は、別途手続きが必要になる場合がありますので、提案書の作成段階及び内定後に必ず地域活動支援室にご相談ください。

## 5 助成対象経費

助成金の対象となる経費は、提案事業に直接必要なものに限られ、下表のとおりです。

助成対象経費		対象外になるもの
費目	内容	
謝金	講師、専門家等への謝金	団体の構成員への謝金や日当
人件費 「事業チャレンジ部門」のみ	事業に直接必要な臨時雇用(アルバイト)等の賃金	団体の構成員や関係者の人件費
印刷費※	チラシ・ポスター	
	写真・報告書等	
通信費	切手・はがき オンライン事業に係る通信費 ※事業実施日分のみ対象	
消耗品費	事務用品	食料費（講師や参加者の飲食代）
	材料費	
備品購入費※	単価1万円以上の機材・道具	
使用料及び賃借料※	会場使用料	
	機材、器具等の借上料	
保険料※	行事・ボランティア保険料	
交通費	公共交通機関の運賃	
	ガソリン代	

※印刷費、備品購入費、使用料及び賃借料、保険料については、必ず見積もりやカタログ等を添付してください。

※費目に関わらず、領収書など支払いを証明できる書類がないものは対象になりません。

※後援名義の使用を希望する場合、減免対象となる費目は、助成対象事業経費明細書（様式第5号）に減免後の金額を計上してください。

### 事業計画や経費を十分に検証して、提出書類を作成しましょう。



- ・ 提案時に計画されていない事業や計上されていない経費は助成対象外になります。
- ・ 費目間の流用や採択されたもの以外への支出はできません。
- ・ やむを得ない事情があるときは、必ず事前に地域活動支援室へご相談ください。内容により、変更申請書を提出いただき、改めて審査員による審査が必要となる場合があります。変更が適当と認められる場合かどうかの可否も含め、審査には1ヶ月ほど時間を要しますので、ご注意ください。

Q

提案時は通信費5万円で計上していたけど、3万円で済んだ！  
余った2万円で消耗品を買えますか？

A

買えません。  
経費は費目ごとに決まりますので、流用できません。





## 助成対象外の主な経費

### ・団体の運営に関する経費

- ・土地・建物等の購入費や賃借料
- ・事務所等の維持費（光熱水費、インターネットや携帯電話等の通信費など）
- ・経常的経費（会議費、日用品の購入費、ホームページの作成・運営費など）

### ・団体構成員の人的費

- ・構成員への報酬
- ・構成員が講師等を担った際の謝金など

### ・食糧費

- ・講師や参加者等の飲食代

### ・計画書に記載されていない事業にかかる費用

## 受益者負担の原則

材料費等の実費は、基本的にはサービスの受益者から徴収するようにし、助成対象経費として計上しないでください。

【 受益者負担の原則に該当するもの（例） 】



陶芸体験会や料理  
教室等の材料費



博物館や記念館等の  
有料施設の入館料



表彰品や  
参加記念品



座談会や持ち帰り用  
のお茶菓子

## その他注意事項

・謝金や人件費は、事業内容に鑑み、事業総額に対して妥当なものになっているかを審査会で判断します。

※謝金（講師謝礼・出演料）の上限は、1人（1グループ）1回あたり、**5万円**です。

※人件費の上限は、対象経費総額の30%を目安にしてください。

※上限額を超えて謝金や人件費を支払う場合、その超過分は助成対象外になります。

・東大阪市の後援名義を使用することで、一部公共施設の使用料の減免措置等を受けることができます。後援名義の使用を希望する場合、減免後の金額を計上してください。

## 6 留意点

- (1) 交付を受けた団体が、他の公的な助成金または補助金を受けた場合は、文書で報告のうえで提案・申請の取り下げを行ってください。
- (2) 交付団体と助成金額、事業内容等は市政だより・市ウェブサイト等で公開します。
- (3) 助成金交付後に次のような事例が判明した場合は、交付した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
  - ① 助成金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき
  - ② 助成金を助成対象事業以外に使用したとき
  - ③ 助成金交付の条件その他この要綱の規定に違反したとき
  - ④ 成果報告会に参加しないとき
  - ⑤ 市が行う調査又は是正措置要求に従わないとき
  - ⑥ 暴力団等であることが判明したとき
 また、事業内容と申請内容が相違したときや助成対象とされた事業が行えなくなったとき、または、助成対象の要件を欠いたときについても同様です。
- (4) 助成金交付後5年間は、助成対象事業に関する書類（帳簿や領収書など）を必ず保管しておいてください。監査等で提出していただく場合があります。

## 7 提出書類

助成部門に該当する書類を提出してください。

様式	部門	スタート支援	事業チャレンジ
地域まちづくり活動助成金事業企画提案書（様式第1号）		○	○
団体概要（様式第2号）		○	○
役員名簿（様式第3号）		○	○
助成対象事業計画書（様式第4号）		○	○
助成対象事業経費明細書（様式第5号）		○	○
規約、会則、定款など（様式自由）		○	○
令和4・5年度決算書（様式自由） ※①		△	○
令和5・6年度予算書(様式自由)		○	○
助成対象事業経費明細書（様式第5号）の参考となる資料 ※②		○	○

※①スタート支援部門について、団体設立直後等により決算書がない場合は不要です。

※②見積りや、料金表、パンフレット、カタログ、価格が記載されたホームページの写しなどです。

### ・ 提出先

東大阪市 市民生活部 地域活動支援室

住所 東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市役所本庁舎5階  
 TEL 06-4309-3161 FAX 06-4309-3812  
 Email machi-joseikin@city.higashiosaka.lg.jp  
 ウェブサイト <https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000034611.html>

### ・ 提出書類の配布

ウェブサイトからダウンロードもしくは地域活動支援室の窓口で配布

### ・ 提出方法

電子メール、郵送、持参のいずれか

### ・ 提出締切

令和6年1月31日（水） 17時まで（必着）



Q

事業計画の策定や事業経費の算出、PR文の作成など、提出書類が思うように作成できないのですが、どうすれば良いですか？

A

どのような事業をやりたいのか、そのためにはどのような経費が必要になるのか、どう説明すれば相手に分かりやすくなるのか等、地域活動支援室へお気軽にご相談ください。申請書の作成も含めて、良い事業提案がされるよう一緒に考え、サポートさせていただきます。  
 また、21ページからの記入例も参考にご覧ください。

## 8 面接・プレゼンテーション

提案団体より、審査会委員へ提案事業の実施目的やその内容、今後の展望等について説明・PRしていただきます。 ※面接またはプレゼンテーションへの出席は必須条件です。

- ◆日程：令和6年3月2日(土) ※予備日 令和6年3月3日(日)
  - ◆時間：未定
  - ◆場所：東大阪市役所 本庁舎（東大阪市荒本北一丁目1番1号）
  - ◆内容：提案事業の説明・PR等、審査会委員からの質疑
- ※提案団体数によっては、時間の都合上、予備日（3月3日）に実施する場合があります。  
そのため、開催日時が確定するまでは、両日とも予定を確保しておいてください。

部門	審査方法
スタート支援部門	書類と面接(10分程度)
事業チャレンジ部門	書類とプレゼンテーション(20分程度)

### プレゼンテーション資料について

事業チャレンジ部門は、パワーポイント等によるプレゼン資料を作成し、あらかじめ地域活動支援室へご提出ください。

- ◆提出締切：令和6年2月22日(木) 17時まで(必着)
- ◆提出方法：メールもしくはCD-ROMの持参によりご提出ください。  
※メールの受信可能容量は5MB/回までです。



### Point ～面接・プレゼンテーションに向けての準備～

面接・プレゼンテーションにおける団体ごとの発表時間は短いので、事前に発表内容等を整理するなど準備が必要です。

審査会委員には、事前に書類審査を行っていただいておりますが、資料だけでは事業の主旨が十分に伝わりません。そのため、審査会委員に「この事業は助成金にふさわしい！」と認めてもらえるよう、審査基準（9ページ）を参考に、以下の内容を中心に説明を行い、事業をPRしてください。

- ①なぜこの事業が必要なのか
- ②事業の具体的な内容
- ③事業を実施することで、どのように解決・改善されるか
- ④いかに地域住民や同じ思いを持つ仲間を巻き込んでの活動か
- ⑤（継続事業の場合）過去の事業内容や審査会意見等を踏まえ、改善点や新たな取組 等団体の発表後、審査会委員から、提案事業について質疑がありますので、簡潔に答えてください。

面接・プレゼンテーションは、事業にかける熱い思いを発表する場です。十分に準備をしたうえで臨みましょう！



## 9 審査方法

提出書類と面接・プレゼンテーションの内容を総合的に評価し、有識者等で構成される東大阪市地域まちづくり活動助成金審査会にて審査します。

審査結果に基づいて、交付の可否と助成金予定額等を内定します。また、内定にあたり、減額や付帯条件をつける場合があります。

採点結果の6割を採択基準とし、これを満たさない場合は不採択となりますのであらかじめご理解ください。

### 審査基準

審査項目	内容	スタート支援部門	事業チャレンジ部門
公益性	事業の成果が不特定かつ多数の市民の利益につながる事業か。	5	5
	地域資源の活用や地域課題の解決に向けた事業か。		
事業の実現性	十分な計画性があり、実現可能か。	5	5
	事業内容が事業目的とあっているか。		
創意工夫・先駆性	申請団体ならではの特性を生かした創意工夫はあるか。	5	5
	市民の視点からの発想を生かした創造的で魅力的な事業であるか。		
発展性	他への波及や継続・定着するための工夫があるか。	5	5
	積極的な財源確保の取組みはあるか。		
	<スタート支援部門> 助成金を受けることで、団体の発展につながるか。		
	過去の活動内容や審査会意見等を踏まえ、改善や成長が見られるか。		
組織の健全性	設立目的は明確で、事業を実施する体制がつくられているか。	5	5
	事業報告・事業決算書が作成され、情報公開に努めているか。		
協働性	事業実施にあたり、他分野の団体、企業や行政機関、教育機関など多様な団体・機関との連携をはかっているか。	-	5
	事業実施後に、今後のネットワークにつながるか		
合計		25	30

評価点	採点基準
5	高く評価できる
4	評価できる
3	平均的・普通
2	あまり評価できない
1	評価できない

# 10 助成金の交付決定・請求

議会の予算審議を受け、予算の成立後に審査会の審査結果に基づき、東大阪市長が交付の可否や助成金額等を正式に決定します。

内定を受けた提案団体は、指定された期日までに交付申請・請求にかかる書類を提出してください。

※審査により、助成金交付額が減額されたり付帯条件がついた場合は、その内容に応じて事業計画等を変更し、変更後の助成対象事業計画書（様式第4号）、助成対象事業経費明細書（様式第5号）等を提出する必要があります。

※助成金を指定口座への振込が完了しても、地域活動支援室より個別連絡はいたしませんので、お手元の通帳等でご確認ください。

# 11 実績報告書等の提出

対象事業の完了後3週間以内又は令和7年4月11日（金）のいずれか早い期日までに、事業実績報告書および事業経費報告書を提出してください。

## 実績報告書類

- ・事業実績報告書(様式第14号)
- ・事業経費報告書(様式第15号)
- ・領収書綴り(領収書等の写し)
- ・その他必要書類



領収書等が無い場合、その経費は助成対象外となり、助成金を返還いただくこととなります。領収書やレシートはしっかりと管理しましょう！

# 12 成果報告会

地域まちづくり活動助成金の交付を受けて取り組んだ活動の成果を広く紹介するために、成果報告会を開催します。交付決定を受けた団体には、他団体等への公開の場で事業の成果等を発表していただきます。 ※成果報告会への出席は必須条件です。

開催時期は、令和7年5月頃を予定しています。くわしい内容は、交付決定を受けた団体に改めてお知らせします。

## 番外編

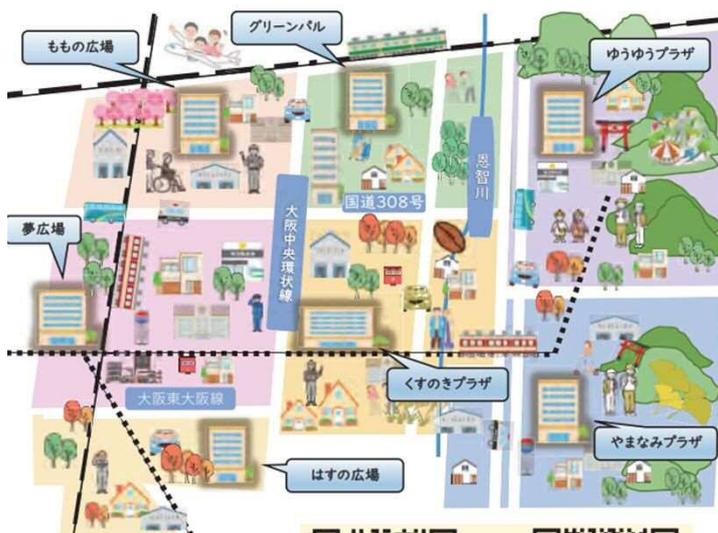
### ～市民プラザを使ってみよう～

市民プラザは市内7地域（日下、四条、中鴻池、若江岩田、楠根、布施、近江堂）にあります。誰もが気軽に利用できるロビーなどのオープンスペースやサークルなどが有料で利用できるホール・和室・茶室・会議室などがあります。令和4年4月にはWi-Fi環境が整備され、オンラインでのイベントや会議などが手軽にできるようになりました。誰でも無料で簡単にWi-Fiがご利用いただけます。市民プラザは、地域活動をされている皆さんのための施設です。

是非、ご利用ください☆

予約方法や料金、空き状況等の施設の詳細は、ウェブサイトをご覧ください。

市民プラザのウェブサイト  
<https://shimin-plaza.com>



イベント情報を公式SNSで発信中！  
フォローしてね！



Instagram



X(旧Twitter)

# 13 令和5年度交付事業一覧

令和5年度はスタート支援部門13団体、事業チャレンジ部門5団体に助成金を交付しました。

申請区分	団体名	事業名	事業概要
スタート支援部門	やどり木	孤育てを防ぐために0歳～15歳までの子育てを繋ぐ	孤独な子育てを防ぐために、0歳から15歳の子育てを繋ぐ交流活動を！未就学児親子の交流、子育て中の保護者との交流、地域の方同士で託児、子育てアイテムのリユース会の主に4つの活動を通し人と地域を結びます。
	特定非営利活動法人音頭座がらく	新しい形の祭り・盆踊りイベント提案プロジェクト～地域交流機会の創出と活性化～	こどもから大人までが楽しめ、地域コミュニティに参加しづらいこどもや若年層とその家族も気軽に参加できる「新しい形の盆踊り提案イベント」を開催し、地域住民の交流と相互理解を深めるモデルケース形成を図る。
	～ほ～むべ～す～	子育てと教育について考える、映画上映会	ひとりひとりの個性と人権を大切にしたい学校が舞台のドキュメンタリー映画の上映会を通じて、家庭・地域・学校それぞれが子育てと教育において「何ができるか？」を考え、誰もが住みよいまちづくりのきっかけをつくる。
	東大阪ペタンククラブ	ペタンク&フランス文化体験会～健康促進と多様性のコミュニティづくり、フランス言語・文化と触れ合い世界の多様性を学ぶ～	「ペタンク&フランス文化体験会」を開催。年齢・性別・体格・障害・国籍等の差異を超え楽しむことが出来、健康促進に繋がる1910年フランス発祥ペタンク体験とフランス言語・文化の体験で世界の多様性を学ぶ機会を創出する。
	東大阪「通いの場」連絡会	東大阪市内の各種「通いの場」ネットワークづくり事業	市内の、子育て・障害者・高齢者すべてに関係する“通いの場”を繋げていく。また、関係機関を含めたネットワークづくりに取り組んでいく。
	ダブルケア東大阪	ダブルケア当事者の居場所づくり事業	ダブルケアを広く知ってもらい、当事者の居場所づくりを行う事業である。周知・啓発のためのパネル展を2回、当事者・経験者等を対象としたダブルケアカフェを4回(うち1回は講師を招待する)を行う。
	特定非営利活動法人フリースペースかんの	～学校に行きにくい児童生徒へいろいろな機会を与える～ はじめの一步！	学校へ行きにくい児童生徒や保護者を対象に、様々なワークショップを企画したり、自宅の1室を相談室兼学習室、カフェを週に一度開放し自由に過ごす場所を作り、興味のある事を見つけ出せるようサポートする。

申請区分	団体名	事業名	事業概要
スタート支援部門	EN	地域全員顔見知り(ご縁づくり)事業	「友達100人できるかな？」私たちの事業は、コロナ禍で断裂した地域の交流の場を再び提供します。地域で孤立している高齢者と児童をマッチングすることで相互の孤立を解消し、見守りあえる社会を目指す。
	ちいさなて	子どもの夢を咲かせるバクプロジェクト	遊びを通して子供が好きや興味、好奇心を安心して大人に伝えられる場を作る。子供を介して親や大人が様々な価値観や多様性に触れ学び、特性や個性を認め合える共生社会を目指す。
	ひのもと	みんなで考える「食」と「お金」	生きていくために必要な「食」と「お金」。「食」...自主上映会を行い、食べることを学ぶきっかけを作る。「お金」...子ども主体の「子どもマルシェ」で子ども自身が経験、学ぶことを目指す。
	よりみち	なんでもはなしてみよう会	知的障がいのある当事者が自由に意見できる場を作る。本人が自己選択できる力を持っている事を知り、毎日をいきいきと過ごせるまちづくりの実現に向けて、支援者にできるサポートを当事者が中心になって考えていく。
	東大阪市障害者文化スポーツ大会	東大阪市障害者文化スポーツ大会	スポーツ大会や文化的な催し(音楽、創作活動、ダンス)など通年でイベントを行う。障害の有無や年齢に関わらず、誰でも参加ができ、フードコートのようにみんなで集まって、一つのイベントを開催する。
	弥刀もりあげ隊	トライアルしやすい商店街プロジェクト	弥刀地域で「トライしやすい商店街」をコンセプトに活動主体(大学×商店会×家主×支援組織×企業)の資源を「見える化」し、空店舗再生型チャレンジ拠点と商店街路イベントを契機に地域活性化を目指す。

申請区分	団体名	事業名	事業概要
事業チャレンジ部門	社会資源開発研究会	高次脳機能障害や若年性認知症の地域理解と当事者・家族の交流と社会参加促進事業	団体自身が地域の重要な社会資源となるように若年性認知症や高次脳機能障害の当事者への理解を地域に広げるために講演会の実施、若年性認知症と高次脳機能障害の当事者や家族の社会参加の場づくりを行う。
	NPO法人リード	ラグビーのまちでラグビーを「やってみる&やろう！」イベント	子供から大人がラグビーを楽しむことができるイベントを開催。ラグビー界の甲子園的存在である花園ラグビー場のメインランドでも開催し、多くの人々が集まる活気あふれるまちづくりに貢献したいと考えています。
	特定非営利活動法人多言語・多文化サポートICHI	誰もが活躍できる多文化社会の実現に向けて	多言語多文化に触れるイベントを開催し外国人住民への理解を深める。また幅広い年代の方や遠方に住んでいる方等多様な方が参加できるイベントにし「多様性と寛容性のある地域社会の形成/社会参加の促進」を目指す。
	石切のわ	地域交流拠点ひらくきちプロジェクト	石切参道商店街上部の活気と地域内コミュニティ再生を目指す拠点のさらなる利用促進と継続的な運営、場所への愛着醸成のために、みんなで本を持ち寄る図書室と魅力を共有発信する機能を地域住民と作り上げる。
	ユメカナエフェス実行委員会	ユメカナエフェス2023	音楽ライブ、キッチンカー、地域を巻き込んだワークショップ等、様々なコンテンツでフェスを開催。老若男女問わず関わったすべての人々へ、「動物との共存方法の見直し」による、「地域美化案」を発信、啓発する。

# 提案書様式

（宛先）東大阪市長

団体住所

フリガナ

団体名称

フリガナ

代表者

年度東大阪市地域まちづくり活動助成金事業企画提案書

東大阪市地域まちづくり活動助成金交付要綱第 9 条に基づき、関係書類を添えて東大阪市地域まちづくり活動助成金事業の提案をします。

なお、本件提案にあたり、東大阪市暴力団排除条例（平成 24 年東大阪市条例第 2 号）に基づく暴力団排除の取組みのため、役員名簿（様式第 3 号）に記載した項目について所轄の警察署長に照会することについて同意します。

記

事業名	
助成区分	<input type="checkbox"/> スタート支援部門      ( <input type="checkbox"/> 1 回目 <input type="checkbox"/> 2 回目 <input type="checkbox"/> 3 回目 ) <input type="checkbox"/> 事業チャレンジ部門      ( <input type="checkbox"/> 1 回目 <input type="checkbox"/> 2 回目 <input type="checkbox"/> 3 回目 )
添付書類	① 団体概要(様式第 2 号) ② 役員名簿(様式第 3 号) ③ 助成対象事業計画書(様式第 4 号) ④ 助成対象事業経費明細書(様式第 5 号) ⑤ 団体の規約・会則・定款のいずれか ⑥ 予算書・決算書等 ⑦ その他市長が必要と認めるもの

団体概要

フリガナ			
団体名			
団体情報	住所(〒 - )		
	電話	FAX	
	Eメール		
	HP等のURL		
代表者	役職	氏名	
連絡担当者	氏名		
	住所(〒 - )		
	電話	FAX	
	Eメール		
設立年月日	年	月	日
設立目的			
これまでの主な活動	実施時期	事業	実績(参加人数等)
	※活動内容がわかるチラシ・パンフレット等があれば添付してください。		
構成員	個人 人(うち市内在住・在勤・在学者 人)		
会費等	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
	ありの場合→	円(月額) /	円(年額)
団体への補助金の有無	東大阪市の他の助成金や、府や国、民間の助成金を受けたことが		
	<input type="checkbox"/> ある →	年度 [ ]	
		年度 [ ]	
	<input type="checkbox"/> ない		
	地域まちづくり活動助成金を受けたことがある場合、該当年度・部門を記入してください。		
	年度 [ ]	部門 [ ]	年度 [ ] 部門 [ ]
	年度 [ ]	部門 [ ]	年度 [ ] 部門 [ ]

役員名簿

団体名：

NO.	役職	氏名	カナ	住所	生年月日				性別
					元号	年	月	日	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									



⑧年間スケジュール・具体的な内容（準備期間も含めて記入してください。）	
※実施内容や回数等は、助成対象事業経費明細書（様式第5号）の内容と整合させてください。	
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	
⑨自立・継続的にまちづくり活動をしていくための工夫・改善点、新たな取組	
⑩事業によってもたらされる成果・解決される地域課題、中長期的な展望	
⑪アピール・特記事項	
計画にあたって工夫した点や独自の取組等について自由にPRしてください。	

※⑧～⑪を1枚に収めるように記載してください。



# 記入例

（宛先）東大阪市長

団体住所

**東大阪市荒本北 1-1-1**

フリガナ **〇〇マチヅクイケンコウカンジョクウイインカイ**

団体名称 **〇〇まちづくり意見交換実行委員会**

フリガナ **カイチョウ ヒガシオオサカ リンタロウ**

代表者 **会長 東大阪 倫太郎**

**令和★**年度東大阪市地域まちづくり活動助成金事業企画提案書

東大阪市地域まちづくり活動助成金交付要綱第 9 条に基づき、関係書類を添えて東大阪市地域まちづくり活動助成金事業の提案をします。

なお、本件提案にあたり、東大阪市暴力団排除条例（平成 24 年東大阪市条例第 2 号）に基づく暴力団排除の取組みのため、役員名簿（様式第 3 号）に記載した項目について所轄の警察署長に照会することについて同意します。

記

事業名	<b>〇〇まちづくり意見交換</b>
助成区分	<input checked="" type="checkbox"/> スタート支援部門 （ <input checked="" type="checkbox"/> 1 回目 <input type="checkbox"/> 2 回目 <input type="checkbox"/> 3 回目 ） <input type="checkbox"/> 事業チャレンジ部門 （ <input type="checkbox"/> 1 回目 <input type="checkbox"/> 2 回目 <input type="checkbox"/> 3 回目 ）
添付書類	① 団体概要(様式第 2 号) ② 役員名簿(様式第 3 号) ③ 助成対象事業計画書(様式第 4 号) ④ 助成対象事業経費明細書(様式第 5 号) ⑤ 団体の規約・会則・定款のいずれか ⑥ 予算書・決算書等 ⑦ その他市長が必要と認めるもの

## 団体概要

フリガナ	〇〇マチヅクイケンコウカンジッコウインカイ		
団体名	〇〇まちづくり意見交換実行委員会		
団体情報	住所(〒577-8521) 東大阪市荒本北1-1-1		
	電話 06-■■■■■-☆☆☆☆	FAX 06-■■■■■-☆☆☆☆	
	Eメール aaaaaaaa@bbbb.cccc.jp		
	HP等のURL http://www.〇〇〇〇.html		
代表者	役職 <b>会長</b>	氏名 <b>東大阪 倫太郎</b>	
連絡担当者	氏名 <b>荒本 寅伊</b> 役職( <b>事務局長</b> )		
	住所(〒577-8521) 東大阪市荒本北1-1-1		
	電話 06-■■■■■-▲▲▲▲	FAX 06-■■■■■-▲▲▲▲	
	Eメール matidukuri@higashiosaka.ne.jp		
設立年月日	令和★年 ☆月 ■日		
設立目的	〇〇地域に関わるすべての方を対象に、地域のまちづくりをつなげる機会として「まちづくり意見交換会」を開催し、まちづくりに対する熱い想いや意見を自由に話し合っただくことで、想いを共有し、新たな出会いや地域活動の担い手育成の場とし、中長期的に〇〇地域のまちづくりに寄与する。		
これまでの主な活動	実施時期	事業	実績(参加人数等)
	〇年度	意見交換会開催に向けWSの開催	年4回、延べ〇人参加
	●年度	まちづくり意見交換会の開催	年2回、延べ▲人参加
※活動内容がわかるチラシ・パンフレット等があれば添付してください。			
構成員	個人 <b>20</b> 人(うち市内在住・在勤・在学者 <b>15</b> 人)		
会費等	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
	ありの場合→ 円(月額) / <b>1,000</b> 円(年額)		
団体への補助金の有無	東大阪市の他の助成金や、府や国、民間の助成金を受けたことが		
	<input checked="" type="checkbox"/> ある → ●●年度 [ <b>〇〇〇財団助成金</b> ]		
	年度 [ ]		
<input type="checkbox"/> ない			
地域まちづくり活動助成金を受けたことがある場合、該当年度・部門を記入してください。			
年度 [ ]		部門 [ ]	年度 [ ]
年度 [ ]		部門 [ ]	年度 [ ]

役員名簿

団体名： **〇〇まちづくり意見交換実行委員会**

NO.	役職	氏名	カナ	住所	生年月日				性別
					元号	年	月	日	
1	会長	東大阪 倫太郎	ヒガシオオサカ リンタロウ	東大阪市荒本北●-●-●	昭和	●●	■	▲	男
2	副会長	花園 花子	ハナヅノハナコ	東大阪市吉田▲-▲-▲	昭和	●●	■	▲▲	女
3	副会長	大阪 良子	オオサカヨシコ	大阪市東成区中道☆☆-☆-☆☆	平成	●	■	▲▲	女
4	副会長	布施 一郎	フセイチロウ	東大阪市下小阪■-■	平成	●	■	▲▲	男
5	会計	河内 次郎	カワチジロウ	東大阪市稲葉△-△△	昭和	●●	■	▲▲	男
6	監査	枚岡 三郎	ヒラオカサブロウ	東大阪市桜町●-●	昭和	●●	■	▲	男
7	事務局長	荒本 寅伊	アラモトライ	東大阪市荒本北☆-★★-●△	平成	●	■	▲▲	男
8									
9									
10									



⑧年間スケジュール・具体的な内容（準備期間も含めて記入してください。） ※実施内容や回数等は、助成対象事業経費明細書（様式第5号）の内容と整合させてください。	
4月	開催準備、ポスター・チラシ作成、広報活動
5月	開催準備、ポスター・チラシ作成、広報活動
6月	第1回 ○○地域まちづくり意見交換会
7月	資料まとめ、第2回に向け準備、広報活動
8月	第2回 ○○地域まちづくり意見交換会
9月	資料まとめ、第3回に向け準備、広報活動
10月	資料まとめ、第3回に向け準備、広報活動
11月	第3回 ○○地域まちづくり意見交換会
12月	資料まとめ、第4回に向け準備、広報活動、次年度事業計画の策定
1月	第4回 ○○地域まちづくり意見交換会、次年度事業計画の策定
2月	資料まとめ、次年度事業計画の策定
3月	次年度事業計画の準備
⑨自立・継続的にまちづくり活動をしていくための工夫・改善点、新たな取組	
<p>まちづくり意見交換会の回数を重ねていき、地域や企業が繋がることで、官民協働の事業が○○地域で生まれやすくなると考えています。将来的には、その事業の中で収益を上げることで、意見交換会の運営費を補い、軌道に乗ってからも意見交換会を継続して開催していくよう計画しています。今年度の本格始動に向け、昨年度にワークショップと交換会を2回開催しましたが、参加者がどうしても自治会等の既存団体の役員等に偏ってしまいました。そこで、今年度は高校や大学等の教育機関、子ども会や新鋭の子育てサークル等、様々な団体・機関等へ積極的に働きかけ、加えてSNSの活用により新たな参加者を募ってまいります。</p>	
⑩事業によってもたらされる成果・解決される地域課題、中長期的な展望	
<p>まちづくり意見交換会を継続して行うことで、「自分たちのまちは自分たちでつくる」機運を高めていき、○○地域における市民活動の活性化を図ります。そして、ゆくゆくは地域コミュニティの希薄化に歯止めをかける一助となるよう中長期的視野に経って事業を計画・実施してまいります。参加者が集まりやすい環境が整った際には、課題（安全・安心や子育てなど）に合わせたテーマ別の意見交換会や、マッチング会も開催したいと考えています。</p>	
⑪アピール・特記事項	
<p>計画にあたって工夫した点や独自の取組等について自由にPRしてください。</p> <p>まちづくり意見交換会の本格始動に先立ち、自己資金等によりワークショップやフェスの交換会を開催することで、地域の出会いの場・協働を生みだす場として、○○地域での地名度も上がり、注目されつつあるようになりました。○○地域での官民共同の意見交換会の開催が、東大阪市における先進例となるよう頑張ってまいります。</p>	

※⑧～⑪を1枚に収めるように記載してください。

様式第5号(第9条関係)  
 <収入>

助成対象事業経費明細書

(単位：円)

項目	積算内訳	金額
事業収入(参加費等利用者負担)	<b>参加費 100円×30人×4回</b>	<b>12,000</b>
事業収入(売上等)	<b>会費500円×20人</b>	<b>10,000</b>
自己資金等	<b>自己資金8,800円</b>	<b>8,800</b>
地域まちづくり活動助成金 (A)		<b>197,000</b>
合計 (B)		<b>227,800</b>

<支出>この計画と異なる支出は出来ません。十分に検証して計画を立てて下さい。(単位：円)

費目	内容	積算内訳 (単価×回数・個数等) ※事業計画書(様式第4号)の内容と整合させてください。	金額	助成対象経費
謝金	講師謝礼	<b>20,000円×4回</b>	<b>80,000</b>	<b>80,000</b>
印刷費	チラシ代	<b>5,500円(100部)×4回(見積書別添)</b>	<b>22,000</b>	<b>22,000</b>
印刷費	ポスター代	<b>8,800円(10部)×4回(見積書別添)</b>	<b>35,200</b>	<b>35,200</b>
通信費	DM郵送代	<b>84円×50人×4回</b>	<b>16,800</b>	<b>16,800</b>
通信費	チラシ等依頼郵送代	<b>250円×5カ所×4回</b>	<b>5,000</b>	<b>5,000</b>
消耗品費	事務用品	<b>マーカー、ふせん、模造紙、封筒等</b>	<b>9,800</b>	<b>9,800</b>
使用料	会場使用料 ○○市民フ ザ多目的ホール	<b>5,500円(午前・午後)×2回 7,200円(午後・夜間)×2回</b>	<b>25,400</b>	<b>25,400</b>
保険料	ボランティア保険料	<b>30円×30人×4回</b>	<b>3,600</b>	<b>3,600</b>
食糧費	食糧	<b>お茶、お菓子</b>	<b>20,000</b>	<b>0</b>
諸費	ホームページ更新料	<b>1年契約</b>	<b>10,000</b>	<b>0</b>
合計 (B)			<b>227,800</b>	<b>197,800</b>
補助率				<b>100%</b>
助成金額 (1,000円未満切り捨て) (A)				<b>197,000</b>

※事業費の収入と支出の合計は、一致させてください。収入(A)=支出(A)、収入(B)=支出(B)  
 ※助成金額については、助成部門の上限額を超える場合は上限額とし、1,000円未満の端数がある場合は切り捨てた金額になります。

※見積書や料金表、パンフレット等の参考資料を添付してください。



## 助成金説明会／

## 事業提案&助成金活用のコツ伝授講座 ※要申込

助成金の提案を予定している団体や興味のある団体を対象に、説明会／講座を開催します。活動を開始・継続するためには、多くの方の賛同が得られる事業計画の作成や、人を惹きつける広報力が求められます。そこで、公益性・実現性のある計画の策定方法や、説得力のあるプレゼンのコツを審査会委員が自ら伝授し、事業提案の応援をします。

講師：公益財団法人 公害地域再生センター あおぞら財団事務局長 藤江 徹 氏

参加  
無料

◆日時：令和5年12月10日(日) 10時～12時

場所：東大阪市役所18階大会議室

◆内容：（説明会）助成金の趣旨や提出書類の説明・質疑応答

（講座）審査会委員 藤江氏による座学講座及びワークショップ、質疑応答

（申込方法）

【Eメール】 タイトルに「助成金説明会」とご記入いただき、

①氏名 ②所属団体名 ③電話番号 ④Eメールアドレス

⑤交流会参加の有無 ⑥一時保育を希望する子どもの人数(希望がない場合は記入不要)  
を明記のうえ、地域活動支援室へメール送信してください。

【ウェブ】 下記のフォームからお申込みいただけます。

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/cmsform/enquete.php?id=511>

\* 電話でも受付しています（土日祝を除く9:00～17:30）

\* 申込締切は 令和5年12月5日（火）まで

### 地域活動団体 「交流会」

説明会／講座 終了後に地域活動団体どうしの交流会を開催します！ゆったりした雰囲気  
でわいわいと日頃の活動での困りごとや、地域の情報交換をしませんか？交流会にもぜひご参加ください。



東大阪市役所 市民生活部 地域活動支援室

東大阪市荒本北一丁目1番1号

T E L . 06-4309-3161 F A X . 06-4309-3812

Email : [machi-joseikin@city.higashiosaka.lg.jp](mailto:machi-joseikin@city.higashiosaka.lg.jp)

ウェブサイト : <https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000034611.html>

